大野川緑陰道路みらいへつなげるみちプロジェクトに関する協定書

　学校法人修成学園（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）は、「大野川緑陰道路みらいへつなげるみちプロジェクト」（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本事業は、西淀川区の持続的な発展と社会に貢献する人材の育成を目的とする。

（事業内容）

第２条　本事業の実施内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）西淀川区の人・地域を結び、地域コミュニティを築いてきた大野川緑陰道路における憩いの空間の整備

（２）上記に関係する事業

（役割）

第３条　本事業を実施するにあたり、次の各号に掲げる者は、該当各号に定める役割を担うものとする。

（１）甲　大野川緑陰道路における憩いの空間整備に関するデザイン、設計、施工、点検のサポート

（２）乙　大野川緑陰道路における憩いの空間整備にかかる資材及び整備に必要な場所の提供

２　前条第２号の事業については、甲及び乙が協議の上実施する。

（デザイン及び設計の合意）

第４条　甲は、第３条第１項第１号のデザイン及び設計については、乙の合意を得なければならない。

２　甲は、前項で乙が合意したデザイン及び設計に基づき第１項第１号の施工をしなければならず、前項で乙が合意したデザイン及び設計を変更したいと考える場合には、乙の合意を得なければならない。

（費用負担）

第５条　本事業の経費については、役割分担に応じて負担することとする。ただし、第２条第２号の事業に要する経費は、その都度、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（所有権の帰属）

第６条　甲の第３条第１項第１号に基づき作られた成果物の所有権は乙に帰属するものとする。

（著作権の帰属）

第７条　甲は、前条で所有権の帰属を定めた成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る甲の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に乙に無償で譲渡するものとする。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して知りえた秘密を、本協定の期間中又は期間終了後を問わず、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者（甲に所属する学生も含む）に開示してはならない。

（１）既に公知となっているもの

（２）既に保有しているもの

（３）機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの

（４）法令に基づき公開又は開示等を行うもの

２　甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（期間）

第９条　本協定の有効期間は、締結日より令和５年３月31日までとする。

２　前項に定める期間満了の３か月前までに甲又は乙の書面による申し出がなければ１年間更新するものとし、以後も同様とする。

３　甲及び乙は、この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれかが解除しようとする日の３か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（補則）

第10条　本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合及び本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ押印の上、各自１通を保有する。

令和４年３月８日

甲　大阪市西淀川区大和田５丁目19番30号

学校法人修成学園

理事長　山下　裕貴

乙　大阪市西淀川区御幣島１丁目２番10号

大阪市

西淀川区長　　中島　政人